

令和 8 年

上砂川町議会会議録

第2回 臨時会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和8年第2回臨時会

(4月28日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
議案第22号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	4
議案第23号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	6
議案第24号 令和8年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）（原案可決）	8
議案第25号 令和8年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）（原案可決）	10
閉会の宣告	12

出 席 議 員

議席 番号	氏 名	2 臨
		4.28
1	石 田 浩 二	○
2	藏 根 高 史	○
3	笹 木 笑 子	○
4	小 澤 一 文	○
5	越 前 等	○
6	伊 藤 充 章	○
7	吉 川 洋	○
8	高 橋 成 和	○

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	2 臨
		4.28
町 長	奥 山 光 一	○
副 町 長	林 智 明	○
教 育 長	飯 山 重 信	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○
監 査 事 務 局 長	谷 禎 規	○
総 務 課 長	鷲 尾 仁 志	○
企 画 課 長	山 崎 数 浩	○
建 設 環 境 課 長	内 野 博 之	○
建設環境課技師長	鈴 木 健 一	○
住 民 課 長	佐 藤 利 哉	○
会 計 管 理 者	浅 利 基 行	○
福 祉 課 長	戸 田 晋 一	○
医療保険担当課長	沼 明 仁	○
健 康 推 進 課 長	林 孔 美	×
教 育 次 長	齊 藤 修 実	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職 名	氏 名	2 臨
		4.28
議 会 事 務 局 長	谷 禎 規	○
総 務 係 長	齊 藤 弥 生	○

令和 8 年

上砂川町議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

4 月 2 8 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 2 9 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

4 月 2 8 日 1 日間

第 3 議案第 2 2 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 4 議案第 2 3 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第 2 4 号 令和 8 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）

第 6 議案第 2 5 号 令和 8 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○会議録署名議員

1 番 石 田 浩 二 2 番 藏 根 高 史

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。
理事者側につきましては、林健康推進課長が都合により欠席しております。
定足数に達しておりますので、令和8年第2回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、石田議員、2番、藏根議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日に決定いたしました。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時04分

○議長（高橋成和） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議案第22号

○議長（高橋成和） 日程第3、議案第22号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第22号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員の給料について独自削減期間の改定を行うため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、ご指示により議案第22号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正につきましては、これまで財政の健全化を図るために実施してきた特別職の給与の独自削減期間が令和8年3月31日までとなっており、その期間の改定を行うため改正するものでございます。

なお、条例の変更箇所につきましては、お手元の資料ナンバー1の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。議案書2ページをお開き願います。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 特別職の職員の給料月額は、令和8年5月1日から令和12年3月31日までに限り、別表中「86万7,000円」とあるのは「73万7,000円」と、「69万9,000円」とあるのは「66万4,000円」と、「63万円」とあるのは「60万円」とする。ただし、特別職の職員の当該離職の日における給料月額は別表に定める額とする。

附則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第23号

○議長（高橋成和） 次、日程第4、議案第23号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書3ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第23号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。佐藤住民課長。

○住民課長（佐藤利哉） それでは、ご指示によりまして、議案第23号について内容の説明をいたします。

改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、これに準拠し、規定する本町の税条例の関係条項を改正するものであります。

主な改正内容でございますが、資料ナンバー2の改正の概要を御覧願います。まず初めに、1の個人町民税に係る改正でございますが、1点目は給与所得控除の最低保障額を現行の65万円から69万円へ4万円が引上げとなり、令和8年と令和9年の2年間に限り特例として5万円が加算され、最低保障額が74万円になるものでございます。町民税におきましては、前年の所得に基づき課税をするため、本特例による控除額の引上げは令和9年度、令和10年度の2年間に適用されます。

2点目につきましては、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件を現行の58万円から62万円に引き上げるものでございます。

次に、2の軽自動車税につきましては、令和8年4月1日に軽自動車取得時における環境性能割が廃止となり、現行の種別割を軽自動車税とするほか、所要の規定を整備するもので

ございます。

次に、3の国民健康保険税につきましては、1点目の子ども・子育て支援金制度の創設でございますが、国民健康保険税の賦課項目について従来の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金分課税額に新たに子ども・子育て支援納付金課税額の項目を追加するものでございます。この子ども・子育て支援納付金につきましては、少子化対策の財源を社会全体で支えることを目的として創設され、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて子供や子育て世帯を社会全体で応援するため、全ての医療保険者が医療保険料と合わせて支援金を徴収する制度でございます。子ども・子育て支援金に係る課税額につきましては、北海道から統一した保険税額を使用するように示されていることから、所得割率が0.29%、均等割額、平等割がそれぞれ1,000円、18歳以上均等割額が100円を課税することとなっております。

なお、18歳未満の被保険者に係る均等割額は全額軽減され、軽減分につきましては18歳以上の被保険者で負担することとなっております。

次に、2点目は賦課限度額等の改正として資料下段の表にありますとおり、基礎課税額の限度額を現行の66万円から67万円に、新たに子ども・子育て支援納付金課税額の賦課限度額を3万円に、また低所得者に係る軽減判定所得基準額を5割軽減は現行の30万5,000円から31万円に、2割軽減は現行の56万円から57万円に引き上げるもので、今年度より適用されるものでございます。

その他、法律等の改正に係る規定の整備を行うものでございます。

なお、条例、本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第24号

○議長（高橋成和） 次、日程第5、議案第24号 令和8年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第24号 令和8年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

令和8年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億740万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億140万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年4月28日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長から行いますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第24号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、19款繰越金60万円の追加で、3,060万円。

1項繰越金、同額であります。

21款町債1億680万円の追加で、1億7,686万6,000円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が1億740万円の追加で、30億140万円となります。

2、歳出、2款総務費53万円の追加で、2億9,146万3,000円となります。

1項総務管理費53万円の追加で、2億2,806万5,000円となります。

4款衛生費7万円の追加で、2億190万2,000円となります。

1項保健衛生費7万円の追加で、1億77万5,000円となります。

8款土木費1億680万円の追加で、3億3,551万2,000円となります。

2項道路橋りょう費1億680万円の追加で、2億443万円となります。

歳出合計が1億740万円の追加で、30億140万円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。道路排水整備事業6,260万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

除雪機械整備事業4,420万円、同上、同上、同上。

合計1億680万円。

事項別明細書6ページ、歳出でございます。

本年度の当初予算は骨格予算でありましたので、政策予算につきましては本来執行方針と併せて6月に計上するところではありますが、工事につきましては働き方改革による工期延長に伴う早期発注や議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議会の議決に付すべき事業もあることから、このたび計上するものであります。

3、歳出、2款1項5目財産管理費53万円の追加は、昨年役場庁舎太陽光発電設置に係る実施設計を行いました。費用対効果を考え事業内容を一部見直すことから変更実施設計費を計上するものであります。

4款1項1目保健衛生総務費7万円の追加は、水道事業会計繰出金の追加であります。

8款2項1目道路維持費1億680万円の追加で2億443万円となります。

資料ナンバー4-1と4-2をご参照願います。資料ナンバー4-1が位置図で4-2が詳細図となっております。14節工事請負費6,260万円の追加は、昨年用地確定測量を行った町道鶉下鶉線の道路横断管改修工事の計上で、工期が6か月程度かかり、横断管の路盤を掘削するため通行止めとし、冬工事を避けるため早期発注するもので、17節備品購入費4,420万円の追加は現在のロータリー車が昭和61年購入で40年が経過し、昨シーズンも不具合が生じ、今後自走不能になることも想定されることから更新するものであります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、19款1項1目繰越金60万円の追加は前年度繰越金の追加で、21款1項3目土木費1億680万円の追加は道路排水整備事業と除雪機械整備事業に係る起債の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 令和8年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第25号

○議長（高橋成和） 次、日程第6、議案第25号 令和8年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第25号 令和8年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第1条 令和8年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和8年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款資本的収入、既決予定額、補正予定額1億4,000万円の追加、計1億4,000万円。

第1項企業債、1億70万円の追加、1億70万円。

第2項国庫補助金、3,923万円の追加、3,923万円。

第3項他会計補助金、7万円の追加、7万円。

支出、第1款資本的支出、3,072万3,000円、1億4,000万円の追加、1億7,072万3,000円。

第2項建設改良費、1億4,000万円の追加、1億4,000万円。

次ページでございます。第3条 予算第8条の次に、次の条を加える。

（企業債）

第9条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、簡易水道等施設整備事業。限度額、1億70万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

令和8年4月28日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして議案第25号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和8年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入1億4,000万円の追加で、1億4,000万円となります。

1項企業債1億70万円の追加で、1億70万円となります。

1目企業債、同額であります。

2項国庫補助金3,923万円の追加で、3,923万円となります。

1目国庫補助金、同額であります。

3項他会計補助金7万円の追加で、7万円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出1億4,000万円の追加で、1億7,072万3,000円となります。

2項建設改良費1億4,000万円の追加で、1億4,000万円となります。

1目簡易水道等施設整備費、同額であります。

5ページ、資本的支出であります。資本的支出、1款2項1目簡易水道等施設整備費1億4,000万円の追加は、昨年実施設計を行った上水道受電設備の更新事業費の計上であります。

次に、4ページ、資本的収入であります。資本的収入、1款1項1目企業債1億70万円の追加は簡易水道等施設整備事業債の追加で、2項1目国庫補助金3,923万円の追加は簡易水道等施設整備費補助金の追加で、3項1目他会計補助金7万円の追加は一般会計補助金の追加であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 令和8年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和8年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時29分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 石 田 浩 二

署 名 議 員 藏 根 高 史